

① 著作権

著作権は、複製権や翻案権など譲渡可能な著作財産権と、公表権や同一性保持権など譲渡できない著作者人格権があります。また、原盤権や録音権などレコード製作者や実演家とかに発生する著作隣接権もあります。

(1) キャラクターの著作権

キャラクターそのものは、抽象的な概念だとして著作権が無いと言われていたのですが、キャラクターを具体的に表現したのものには著作権が発生します。そのため、キャラクターの使用許諾や、著作権の譲渡契約をすべきです。キャラクターに変更を加える場合は、翻案権が必要ですし、著作者が同一性保持権を行使しないように明記すると良いです。



原作



複製権



翻案権



同一性保持権

(2) 動画配信

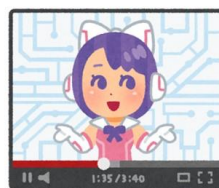
YouTubeなどで動画配信する際に著作権の問題が発生することがあります。特に、音楽に関しては、歌詞には作詞家の著作権、メロディーには作曲家の著作権がありますが、CDなど録音された音源には原盤権(レコード製作者の権利)があります。歌や楽器を弾くと演奏権、BGMとして市販のCDを流すと原盤権、インターネットで配信すると公衆送信権に引っ掛かります。動画に海外の楽曲を付ける場合には、シンクロ権(録音権)にも注意する必要があります。また、動画に著作物や人物が映り込むと、著作権だけでなく肖像権なども問題となる場合があります。



演奏権



原盤権



公衆送信権



肖像権

猫にはありません

(3) 引用

他人の著作物を引用する場合であれば、著作権者の許諾を受けることなく著作物を利用することができます。引用と言えるためには、(a) 著作物が公表されていること、(b) 引用部分が全体の1割程度であること、(c) 引用する部分が明確に区別されていること、(d) 引用する必要性があること、(e) 引用元が明記されていること、(f) 著作物をそのまま引用していること、等の要件が必要です。

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp